

「金魚電話ボックス事件」 — 著作物性、著作権侵害の有無について争われた事案 —

控訴審 大阪高判令和3年1月14日（令和元年（ネ）第1735号）
第一審 奈良地判令和元年7月11日（平成30年（ワ）第466号）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

知的財産法研究会
弁護士 室谷 和彦

第1 概要

1 事案

本件は、公衆電話ボックスを模した造作物の内部に水を満たし、その中に金魚を泳がせた美術作品の著作権侵害が争われた事案である。

Xは、Yら（Y1、Y2）が制作して展示したY作品は、Xの著作物であるX作品を複製したものであり、YらはXの著作権（複製権）及び著作者人格権（氏名表示権及び同一性保持権）を侵害したとして、①Yらに対し、制作の差止め、②Y2に対し、Y作品を構成する水槽、公衆電話機の廃棄、③Yらに対し、損害賠償（330万円）及び遅延損害金の支払を求めた。

2 X作品とY作品

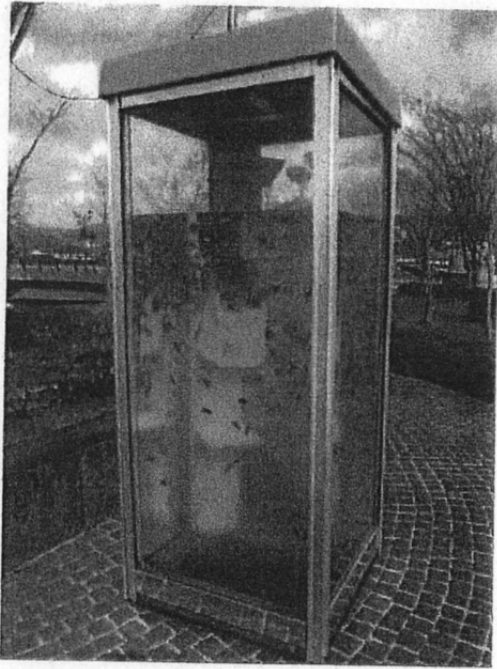
(1) X作品

ア Xは、東京芸術大学大学院を修了し、これまでに数多くの個展を開き、美術展に出展して活動する現代美術家である。

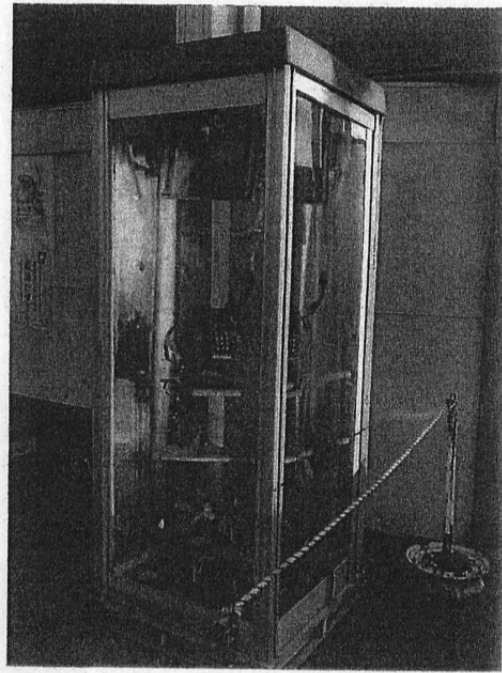
Xは、遅くとも平成12年12月頃までに、X作品を制作した。

イ X作品は、垂直方向に長い直方体で、側面の4面がガラス張りである、我が国で見られる一般的な公衆電話ボックスを模した形状の造作物内部に水を満たし、その中に金魚を泳がせているものであり、同造作物の屋根部分は黄緑色様である。同造作物内部の一角には、二段の正方形の棚板を設置し、上段に黄緑色様の公衆電話機が据え置かれている。上記公衆電話機の受話器は、受話器を掛けるハンガー部分から外されて本体上部に浮いた状態で固定され、同受話器の受話部から気泡を発生させている。

X作品



Y作品



(写真につき一審判決書から引用)¹

(2) Y作品

ア Y1は、郡山柳町商店街協同組合である。Y2は、デザイン関係の仕事をしており、大和郡山の地域活性化を目的とする団体「K-Pool Project」の代表者である。

イ 平成23年10月、京都造形芸術大学の学生らによる団体である「金魚部」は、Y作品²を制作し、「テレ金」と名付けて展示を行い、平成25年10月、大和郡山の地元有志による「金魚の会」がY作品を「金魚部」から承継し、「金魚電話」と題して展示を行った。その後、Y2が「金魚の会」からY作品を承継し、平成26年2月22日頃、奈良県大和郡山市内の喫茶店にY作品を設置した（この喫茶店は、かつてガソリンスタンドであって建物、工作物を利用した喫茶店であり、Y作品が設置されたのはその屋外部分）。そして、Y作品の管理主体は、その後、Y1に移転した。

ウ Y作品は、実際に使用されていた公衆電話ボックスの部材を利用した、公衆電話ボックス様の造作物内部に水を満たし、その中に金魚を泳がせているものであり、同造作物の屋根部分は赤色である。同造作物内部の一角には、二段の棚板を設置し、上段に灰色の公衆電話が据え置かれている。上記公衆電話機の手話器は手話器を掛けるハンガー部分から外されて本体上部に浮いた状態で固定され、同手話器の手話部から気泡を発生させている。

(3) XとY1との交渉とY作品の撤去

Xは、Y1に対し、Y作品がX作品についてのXの著作権を侵害していると申し入れ、両者間

1 「金魚電話ボックス」で検索すると、WEB上に、X作品Y作品の鮮明なカラー写真や動画（ニュース等）が、多数、掲載されている。

2 金魚部の制作した「テレ金」と、金魚の会が制作した「金魚電話」と、Yらが制作した作品は、いずれも「テレ金」の部材を受け継いでいるが、作品としては、厳密には同一ではない。